

2021年1月

DAY-PRO! 事業財産保険 改定のご案内

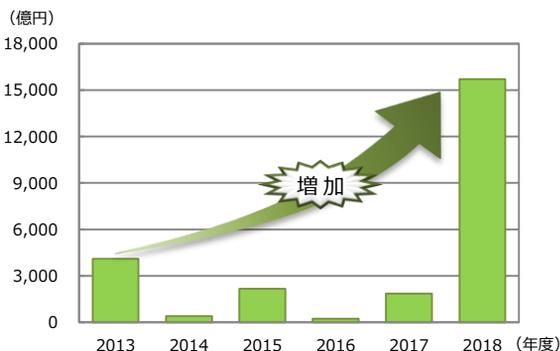
火災
保険

大同火災海上保険株式会社（以下「弊社」といいます。）では、2021年1月1日以降保険始期のご契約より、以下のとおり企業向けの火災保険「DAY-PRO! 事業財産保険」の改定を実施することといたしましたので、ご案内申し上げます。改定につきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 保険料の改定

- 近年、自然災害（風水災等）による保険金のお支払いが増加していることから、損害保険料率算出機構^{※1}が算出する参考純率^{※2}が改定されました。
- この参考純率の改定および弊社における保険金のお支払い状況等を踏まえ、保険料の改定を行います。ご契約条件によって保険料が引上げ・引下げとなるケースがありますが、沖縄県においては多くのケースで引上げとなります。
- 弊社といたしましては、お客さまの保険料のご負担を極力抑えるために、これまでも諸経費の削減等に努めてきましたが、将来にわたり安定的に火災保険事業を継続し、県民の皆さまへあんしん・あんぜんを提供していくために、保険料の改定が必要な状況となっております。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

主な風水災等による保険金支払額の推移



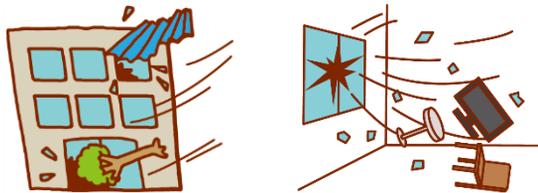
出典：損害保険料率算出機構【火災保険】参考純率改定のご案内

※1 損害保険料率算出機構は、損害保険業の健全な発展を図るとともに、お客さまの利益を保護することを目的として、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された中立機関です。

※2 参考純率は、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率として、損害保険料率算出機構が算出したものです。

事事故例

- 台風で屋根・外壁・窓ガラス等が壊れてしまった。
- 台風で室外機が壊れ、エアコンが故障してしまった。
- 台風で窓ガラスが割れ、事務所内が水浸しになってしまった。



2. 台風対策割引の導入

- お客さまの台風対策状況に応じて風災保険料を割引く「台風対策割引」を導入します。
- 近年、大型台風の襲来による損害が多発しており、損害防止策の重要度はますます高まっています。台風対策を講じることで損害に備えるとともに、保険料の節減にご活用ください。

割引の
適用条件

- ①保険期間が1年であること
- ②割引適用前保険料が10万円以上であること
- ③チェックシートに基づいた対策状況の評価により、弊社が損害軽減効果があると認めること^{※3}

※3 詳細につきましては、取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。

3. その他の改定

No.	項目	概要															
1	保険料スマホ決済サービスの導入	<ul style="list-style-type: none"> ●キャッシュレス化の動きが急速に進む近年の社会環境を踏まえ、保険料払込方法として新たに「保険料スマホ決済サービス」を導入します。 ●ご契約時に現金をご準備いただく必要がなく、お客さまご自身のスマートフォンを用いた本人認証によるスピード決済が可能となります。※4 <p>※4 ご契約時に即時決済（一括払）できる場合のみご利用いただけます。</p>															
2	Web証券の導入	<ul style="list-style-type: none"> ●書面の保険証券を発行せずに、インターネット上でご契約内容をご確認いただける「Web証券」を導入します。※5・6 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>Web証券のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇パソコンやスマートフォン、タブレットなどがあればどこでも簡単にご契約内容を確認することができます。 ◇紙資源が節約できます。◇紙の保険証券と異なり、紛失の心配がありません。 </div> <p>※5 Web証券をご利用いただくには、弊社ホームページの「マイページ（個人のお客さま専用ページ）」にご登録いただく必要があります。なお、マイページおよびWeb証券をご利用いただけるのは、個人事業主などの個人契約のみ（法人契約は対象外）となっておりますのでご注意ください。</p> <p>※6 Web証券を選択いただいた場合には弊社より沖縄県の「サンゴ礁保全・再生活動」を行う団体に寄付させていただきます。</p>															
3	構造級別規定の改定	<ul style="list-style-type: none"> ●建築基準法改正（2019年6月施行）に伴い、保険料を決定する要素の1つである構造級別の判定規定を見直します。 ●主要構造部が一定の耐火性能を有する建物を1級構造または2級構造として取り扱います。これに伴い、2021年1月1日以降保険始期のご契約から、より保険料の安い区分の構造級別へ見直せる可能性があります。 															
4	サイバー攻撃等補償限定特約の新設	<ul style="list-style-type: none"> ●サイバー攻撃等による損害の保険約款上の取扱いを明確化する「サイバー攻撃等補償限定特約」を新設します。 ●この特約は、一部または全部が事業の用に供される保険の対象に対して、自動的に適用されます。 <p><補償内容></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事故区分</th> <th>基本補償</th> <th colspan="2">休業補償※7</th> </tr> <tr> <th>全ての保険の対象</th> <th>占有物件・隣接物件※8</th> <th>敷地外ユーティリティ設備※9 ・敷地外物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災、破裂、爆発</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の事故</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※7 休業損失補償特約等が付帯されている場合に補償されます。 ※8 隣接物件とは、保険証券記載の建物等に隣接するアーケード等をいいます。 ※9 敷地外ユーティリティ設備とは、電気事業者・ガス事業者等の占有する電気・ガスの供給設備等をいいます。</p>	事故区分	基本補償	休業補償※7		全ての保険の対象	占有物件・隣接物件※8	敷地外ユーティリティ設備※9 ・敷地外物件	火災、破裂、爆発	○	○		上記以外の事故	×	×	×
事故区分	基本補償	休業補償※7															
	全ての保険の対象	占有物件・隣接物件※8	敷地外ユーティリティ設備※9 ・敷地外物件														
火災、破裂、爆発	○	○															
上記以外の事故	×	×	×														

ご契約条件の見直しによる保険料の節減について

- ◇ご契約条件を見直すことで保険料を節減することができます。
- ◇補償内容の縮小は万が一の事故の際のお客さまの自己負担額の増加に繋がるため、ご自身のリスクをよく吟味し、現在の補償内容との違いを十分にご確認いただいた上で、ご検討くださいますようお願いいたします。
- ◇補償を縮小する特約の付帯、補償プランの見直し、支払限度額および免責金額の設定などによる保険料の節減が可能です。詳細につきましては、取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。

※「DAY-PRO! 事業財産保険」は事業財産保険のペットネームです。

※ このチラシは火災保険改定の概要を記載したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。

この島の損保。

 **大同火災海上保険株式会社**

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <https://www.daidokasai.co.jp/>

〈お問い合わせ・ご相談〉 ☎ 0120-331-648（お客さま相談センター）

受付：平日 午前9時～午後5時（※土・日・祝日、12/31～1/3）

お問い合わせは